

「令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業」業務委託の企画提案 募集要領

この要領は、南予地域ワーケーション誘致推進事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

1 委託業務名

令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業

2 委託業務の内容等

- (1) 委託業務の内容
別紙「令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業業務委託仕様書」のとおり
- (2) 契約期間
契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (3) 委託料上限額
1,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 プロポーザルへの参加資格

本業務の遂行にあたり専門的かつ十分な能力を有し、以下の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 愛媛県に本店又は支店若しくは営業所があり、緊急を要する事案等に際して、原則として、同日中に愛媛県南予地方局地域政策課に担当者を派遣することが可能であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること。若しくは契約の締結日までに登録を得る見込みの者であること。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。

4 応募の手続き

- (1) 担当窓口
〒798-8511 宇和島市天神町7番1号
愛媛県南予地方局地域産業振興部地域政策課 地域振興係
電話：0895-28-6143(ダイヤル)、FAX：0895-25-3724
E-mail：nan-seisaku@pref.ehime.lg.jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和3年4月2日(金)から令和3年4月9日(金)午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

イ 配布方法

愛媛県ホームページの「入札情報」に掲載するほか、上記(1)の担当窓口において配布する。

なお、担当窓口で受け取る場合は、上記期間中、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

(3) 参加申込書の提出

ア 提出書類

＜様式第1号＞南予地域ワーケーション誘致推進事業に係る企画提案公募(プロポーザル)参加申込書

イ 提出期間

令和3年4月2日(金)から令和3年4月9日(金)午後5時(必着)とする。

なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く。)とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものに限る。以下同じ。)により、提出すること。電送による提出は受け付けない。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 提出書類

＜様式第2号＞令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業に係る質問書

イ 提出期間

令和3年4月2日(金)から令和3年4月7日(水)午後5時(必着)とする。

ウ 提出方法

電子メールにより、上記(4)イの提出期間内必着で提出すること。

なお、メール後、電話(地域政策課 0895-28-6143)により着信の確認を行うこと。

〔送付先アドレス〕 nan-seisaku@pref.ehime.lg.jp

〔件名〕「令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業質問書」

エ 回答

質問については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで回答するが、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、上記(4)イの提出期間以外の質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

〔回答予定日〕 令和3年4月9日(金)

(5) 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により提案書（1者につき1提案）を提出するものとする。

ア 提出書類（企画提案書）

① 企画提案書の構成

規格は原則A4版（任意様式）とし、「南予地域ワーケーション誘致推進事業委託仕様書」に基づいた内容とする。

- ・表紙
- ・目次
- ・令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業に係る提案書
- ・令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業に係る実施スケジュール及び実施体制
- ・見積書（消費税及び地方消費税を含んだ額とし、見積内訳書を添付）
- ・第1種又は第2種旅行業者の登録が有効であることを証明する書類
- ・会社のパンフレット
- ・財務関係諸表（直近2年分の貸借対照表・損益計算書の写し）

② 提出部数

8部

③ 作成要領

- ・用紙はA4判両面使用とし、縦置き横書き（左綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。
- ・ページは目次を除き通し番号とし、ページの下部中央に印字すること。
- ・「令和3年度南予地域ワーケーション誘致推進事業業務委託仕様書」に記載する項目以外で提案できるものがあれば、その内容と考え方を記載すること。

イ 提出期限

令和3年4月21日（水） 午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送により、上記(5)イの提出期限内必着で提出することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとする。電送による提出は受け付けない。なお、持参以外の方法で提出した場合は、送付後、電話（地域政策課 0895-28-6143）により受領の確認を行うこと。

エ 提出場所

上記(1)の担当窓口

オ その他

- ・提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。
- ・提案書の再提出は、上記(5)イの提出期限内に限り認めるが、部分的な差替えは認めない。
- ・提案を取り下げる場合、また提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合、＜様式第3号＞南予地域ワーケーション誘致推進事業に係る企画提案公募（プロポーザル）参加に係る取り下げ願い書を提出するものとする。
- ・本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ・県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字や脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ 参加申込書に虚偽の記載をした場合
- エ 参加条件を満たさない場合、選考過程で条件を満たさなくなった場合
- オ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

5 業務予定者の選定

提案のあった企画については、書類及びプレゼンテーションにより、業務予定者を選定する。

なお、5 者以上から提案があった場合は、一次選考として書類選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次選考を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション

別に定める選定審査会において、個別にプレゼンテーションによる審査を行う。

〔実施日〕 令和 3 年 4 月 26 日(月) 14 時から

〔場 所〕 愛媛県南予地方局内

〔その他〕 詳細については、別途通知する。

提出期限までに提出した提案書により説明するものとする。

パソコンを使用する場合はプロポーザル参加者が用意し、プロジェクター、プロジェクタースクリーンは地域政策課が用意する。

〔審査基準〕

項目	評価ポイント	配点
コンセプト・テーマ	事業目的を正しく理解し、その目的に沿った的確な提案になっているか。	10
提案内容	地域特性を踏まえたツアー内容、地域バランスに配慮した企画内容となっているか。	40
	現実的かつ妥当な提案内容となっているか。	
	南予地域の地域資源を活用して、当地域におけるワーケーションの魅力を十分に味わえる企画になっているか。	
	参加者が今後もワーケーションで南予地域を来訪する動機付けに繋がり、ツアー終了後の展開が見込める企画となっているか。	
実施体制	受託業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる遂行能力の高い事業者であるか。	10
	市町や地域、関係機関等との連携・協力体制のもと実施できる体制となっているか。	
	ワーケーションに係るモニターツアーの業務実績とその内容はどうか。	
広 報	南予地域のワーケーションについて広く発信が見込めるものとなっているか。	10
経 費	見積額の経費が妥当であり、企画提案内容と整合性がとれているか。	10
独自提案	仕様書に示された内容以外に独自の効果的な提案が示されているか。	20

(2) その他

- ・ 審査に当たっては、プレゼンテーションの前日までに個別に提案内容の確認を行うことがある。
- ・ 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

6 業者予定者の選定

選定審査会の審査の結果、最も優れた提案として評価した上位1者を業務予定者として選定し、選定結果については、令和3年5月7日（金）までに文書で各提案者に通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

7 契約

(1) 契約の締結

選定審査会の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書(案)のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合契約保証金は免除する。

8 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

(1) 提出された参加申込書及び提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。

(2) 愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。

(3) 提出された提案書等は、愛媛県情報公開条例の規定に基づく開示請求があつた

場合は、開示の対象文書となる。

- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (5) プロポーザル及び契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (6) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (7) 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (8) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

10 スケジュール

4月 2日 (金)	募集開始
4月 7日 (水)	質問書提出期限
4月 9日 (金)	参加申込書提出期限
4月 21日 (水)	企画提案書提出期限
4月 26日 (月)	プレゼンテーション審査
5月上旬	委託契約締結